機器の種類					
機器の特徴					
製造者		名称		製造番号	
色		大きさ		積載物	
その他の特徴					
外観					
		（写真）			
備考					

備考[項を削る。]
一～八　[略]

機器の種類					
機器の特徴					
製造者		名称		製造番号	
色		大きさ		積載物	
その他の特徴					
外観					
		（写真）			
備考					

備考一　公務操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
二～九　[同左]

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。